



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	議 会 事 務 局
◎ 議会規則	
○長崎県議会会議規則の一部を改正する規則	議 会 事 務 局

条 例

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第26号

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（委員会の開催方法の特例）</p> <p>第10条の2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、第32条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、<u>委員は、当該委員会でオンラインによる方法によって発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 第1項の規定により開会された委員会に、<u>オンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているも</u></p>	<p>（委員会の開催方法の特例）</p> <p>第10条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合において、委員会</u>の招集場所への招集が困難であると認めるときは、第32条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、<u>委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 前項の許可を得て、委員が、<u>オンラインにより委員会に参加したときは、第13条及び第14条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p>

<p><u>のとみなす。</u></p> <p>4 略 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第29条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第29条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(委員会の会議録)</p> <p>第35条 略</p> <p><u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、署名又は押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第37条 第11条、第20条、第33条第2項及び第34条第1項の規定により行われる通知については、この条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>4 略 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第25条 略</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第29条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りではない。</p> <p>(委員会の会議録)</p> <p>第35条 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 会 規 則

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

長崎県議会議長 徳永 達也

長崎県議会規則第1号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

長崎県議会会議規則(昭和38年長崎県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(選挙の管理及び投票の点検)</p> <p>第67条 略</p>	<p>(選挙の管理及び投票の点検)</p> <p>第67条 略</p>

2及び3 略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品の制限)

第97条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による通知等)

第117条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第24条第1項、第77条及び第114条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2

2及び3 略

(携帯品の制限)

第97条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により議長の許可を受けたときは、この限りでない。

項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第117条の3 この規則の規定（第64条（第62条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
（八二四）
二二二
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺田
クック
プリン
ト
宏
弥